

匿名相談できる通報窓口設置要綱

第1条（目的）

内部管理体制の基本方針に基づき、同方針3項「コンプライアンスに関する管理体制」中の「当法人の内外から匿名相談できる通報窓口」（以下「通報窓口」という）の設置及び運営を目的として、本要綱を定める。

第2条（窓口）

通報窓口を、神戸合同法律事務所とする。

第3条（通報の方法）

通報窓口への通報方法は、下記通報窓口弁護士宛の電話、FAX、書面、面会とし、匿名による通報も受けつける。

神戸合同法律事務所 連絡窓口弁護士 高橋敬、松山秀樹
郵便受付 神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号
神戸ハーバーランドセンタービル10階
電話番号 078-371-0171
FAX 078-371-0175

第4条（通報者）

通報窓口の利用者は、特に制限をせず、当法人の職員、役員、施設利用者、当法人以外の第三者からの通報を受けつける。

第5条（通報対象事項）

通報事実の対象は、本法人に関する次の事項とする。

- ① 組織的又は個人的な法令又は定款に違反する事項。
- ② その他、法令又は定款に違反すると疑われる事項。
- ③ 当法人の業務の適正を確保するために必要と思われる事項。

第6条（通報の受付）

通報窓口は、通報を受けた場合には、その内容を、所定の様式に、当該通報者の氏名、連絡先、匿名の場合には匿名であること、通報内容（違反等の日時、場所、当事者、行為内容等）、通報の根拠を記入して、所定の期間、保管しなければならない。

- 2 通報窓口は、前項の記録の保管に際し、通報者及び通報内容の秘密保持が図られるよう適切な措置をとらなければならない。

第7条（受付後の処理）

通報窓口は、通報内容によって、調査の実施の可否を検討する。

- 2 通報内容が、既に当法人内に設置されている他の相談担当機関の所管に該当する場合には、通報内容を理事長に報告し、理事長において他の担当機関における対応の措置をとる。

ただし、通報の内容からみて、他の担当機関による対応が適当でない場合には、通報窓口と理事長において協議して対応を決定する。

- 3 通報内容が、明らかに本要綱第5条の対象に該当しない場合には、通報窓口から、通報内容と調査を実施しない旨を理事長に報告する。

第8条（調査）

通報窓口において、調査の実施が必要と判断した通報内容は、理事長に報告し、調査の要否、調査の実施体制を、理事長と協議する。

- 2 通報窓口において、通報内容からみて、調査前にその内容を理事長に報告することが適当でないと判断した場合、通報窓口において、調査を実施することができる。
- 3 調査の実施が必要と判断された事案については、通報窓口において、通報された事実の有無について速やかに調査を行う。
- 4 当法人の各部署、職員、役員は、通報窓口の実施する調査に協力しなければならない。
- 5 調査に際しては、通報者の意思に反して通報者が特定されないよう、注意しなければならない。
- 6 通報窓口が、当法人の部署と連携して調査を実施する場合、当法人において調査に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与することはできない。

第9条（調査結果・是正措置等）

通報窓口は、調査の結果を理事長に報告するものとする。

- 2 前項の調査結果が重大であると認めるときには、理事長は、理事会を招集して、直ちに必要な是正措置及び再発防止措置を講ずるものとする。

第10条（調査結果の通知）

通報窓口は、通報を受けた場合において、匿名による通報の場合、あるいは通報者が通知を希望しない場合を除き、調査を行う場合にはその旨、調査を行わない場合にはその理由を付して、通報者に対して適宜の方法により通知する。

- 2 通報窓口は、調査を行った場合には、匿名による通報の場合、あるいは通報者が通知を希望しない場合を除き、調査結果及び是正措置について、通報者に適宜の方法により通知する。なお、通知にあたっては、当該通報において対象者として通報された者その他のプライバシーに配慮して行わなければならない。

第11条（秘密保持、個人情報の保護）

通報窓口及び通報内容の処理に従事する者は、通報された内容及びその後の調査で知り得た個人情報について正当な理由なく第三者に開示してはならない。

第12条（通報者の保護）

当法人は、通報者が通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

- 2 当法人は、通報者が通報したことを理由として、通報者の職場環境や当法人施設の利用環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報

者に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる。

第13条（施行）

本要綱は平成29年8月8日より施行する。